

## 個人情報保護法ガイドライン（EU十分性認定移転編）

### 意見書

我が国との経済的な繋がりがますます重要になりつつある EU 域内との間で、懸案であった個人情報の越境移転に関する十分性認定が早期に解決されたことは、個人情報保護委員会のご尽力の賜物であり敬意を表すると同時に、本ガイドラインを策定すること賛同いたします。

一方で、「法令で定める内容を補完し上回る、より厳格な規律を設けられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずる権限を規定している。」という記述には違和感を感じるとともに、ガイドラインに明記する必要がないと考えます。

また、本ガイドラインは EU から移転される個人データの取扱いの範囲のみ記述されているため、我が国の個人情報保護法と GDPR との定義の違いや差分の全体像が把握しづらくなっています。当フォーラムの加入事業者は、EU 域内において人気の高いゲーム、アニメ、マンガ、音楽等を配信している事業者が多く、本ガイドラインだけでは誤解を生じたり、体系的な対応が困難となる可能性があるため以下のように意見を提出させていただきます。

(1)要配慮個人情報では、GDPR において特別な種類の個人データと定義されているものが列挙され、要配慮個人情報と同様に扱うこととされています。ところが、GDPR においては個人データの定義も異なり、我が国では必ずしも必要とされていない取得の際の同意が原則として求められているにも関わらず、要配慮個人情報ではない場合は同意の取得が必要ないと誤解するおそれがあります。要配慮個人情報に該当しない個人データであっても、EU 域内での取得の際には原則として同意が必要であることを追記していただきたく思います。

(3)利用目的の特定、利用目的による制限においては、提供を受けた場合の記録義務しか記載されておらず、EU 域内から十分性認定に基づき個人データの提供を受けた個人情報取扱事業者が他の事業者に提供する場合の個人情報保護法上の義務である提供者側の記録義務が記載されておりません。その点についても一言注意書きがあれば不注意による対応抜けが防げると思慮いたします。

(5)匿名加工情報においても、EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報を日本国内において匿名加工情報として扱いたい場合には、GDPR にある仮名化ではなく匿名化が必要であるということと認識しています。しかしながら、本ガイドラインでは GDPR

における定義が示されていないため、GDPR における匿名加工情報が本ガイドラインによるものと誤解される可能性があります。また、匿名化によって個人を再識別することを何人にとっても不可能とした場合には、GDPR や個人情報保護法の対象外として扱うことが可能であることも明記いただければと存じます。

本ガイドラインにおいてすべてを網羅する必要はないと考えますが、事業者の誤解を防ぎ、体系的な対応を助けるため、各項に関連する GDPR の条項について、注意書きを追記していただいたり、別途、解説や対照表などを整備していただくことを要望いたします。

また、本ガイドラインについては外国との外交に係わる側面があるため、交渉過程等について公開し難いものであることは理解いたしておりますが、ガイドラインの追加、修正等がある場合には、可能な限り事業者、消費者、有識者を交えた開かれた検討が行われることを要望いたします。